

①	社会保険診療報酬に係る損金算入、農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除、造林のための植林費の損金算入及び特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書	事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・	法人名	()

I 社会保険診療報酬に係る損金算入に関する明細書

診療報酬に係る収入金額	1	円	損の 金 算計	診療報酬に係る経費の額	4	円
(1)のうち社会保険診療報酬に係る収入金額	2			(4)のうち社会保険診療報酬に係る経費の額	5	
損金算入限度額 (16)	3		入 額算	損金算入額 (3) - (5)	6	

損金算入限度額の計算

社会保険診療報酬に係る収入金額			法定経费率による経費の額		
2,500万円以下の金額	7	円	(7) × $\frac{72}{100}$	12	円
2,500万円を超える3,000万円以下の金額	8		(8) × $\frac{70}{100}$	13	
3,000万円を超える4,000万円以下の金額	9		(9) × $\frac{62}{100}$	14	
4,000万円を超える5,000万円以下の金額	10		(10) × $\frac{57}{100}$	15	
計 (2) (7) + (8) + (9) + (10)	11		計 (12) + (13) + (14) + (15)	16	

II 農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除に関する明細書

譲渡原価の額の計算	肉用牛の売却に係る原価の額	17	円	特別控除額の計算	肉用牛の売却に係る収益の額	20	円
	肉用牛の売却に係る経費の額	18			譲渡原価の額 (19)	21	
	譲渡原価の額 (17) + (18)	19			特別控除額 (20) - (21)	22	

III 造林のための植林費の損金算入に関する明細書

造林のために支出した植林費の額	23	円	損金算入額	25	円
損金算入限度額 $(23) \times \frac{35}{100}$	24		限度超過額 (25) - (24)	26	

IV 特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書

基金に係る法人名	27					
基金の名称	28					
告示番号	29	平第 ・ ・ 号	平第 ・ ・ 号	平第 ・ ・ 号	平第 ・ ・ 号	平第 ・ ・ 号
当期に支出した負担金等の額	30	円	円	円	円	円
同上のうち損金の額に算入した金額	31					

別表十（六）の記載の仕方

1 社会保険診療報酬に係る損金算入に関する明細書

(1) この明細書は、医療法人が措置法第67条（社会保険診療報酬の所得計算の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結親法人である医療法人が同法第68条の99（社会保険診療報酬の所得計算の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、「(1)のうち社会保険診療報酬に係る収入金額2」が5,000万円を超える医療法人については、この規定の適用はありません。

(2) 「(4)のうち社会保険診療報酬に係る経費の額5」には、個々に計算できるものはその額によるほか、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入額は一括評価金銭債権の額の比による等適正な基準により配分して計算した金額を記載します。この場合、経費の額を配分して計算したときはその明細を添付してください。

(3) 「損金算入限度額の計算」の各欄は、その医療法人が仮決算による中間申告をするとき又は連結親法人である医療法人が仮決算による連結中間申告をするときは、各欄中、「2,500万円」とあるのは「1,250万円」と、「3,000万円」とあるのは「1,500万円」と、「4,000万円」とあるのは「2,000万円」と、「5,000万円」とあるのは「2,500万円」と読み替えて記載します。

2 農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除に関する明細書

この明細書は、農地法に規定する農業生産法人が措置法第67条の3（農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人である農業生産法人が同法第68条の101（農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください（3及び4についても、同じです。）。

3 造林のための植林費の損金算入に関する明細書

この明細書は、青色申告法人で森林法に規定する森林所有者であるものが措置法第52条（植林費の損金算入の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人で森林所有者に該当するものが同法第68条の38（植林費の損金算入の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。

4 特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書

この明細書は、法人が措置法第66条の11（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の95（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。